

## 兵庫県道路鉄道連絡会議規約（案）

（名 称）

第1条 本会は「兵庫県道路鉄道連絡会議」（以下「会議」という。）と称する。

（目 的）

第2条 会議は、道路法第28条の2及び道路法施行規則の一部改正（平成28年10月28日付け国土交通省国道国発第129号道路局長通達）に基づき設置するもので、高速道路、一般国道、県道及び市町道の安全性を確保するため、兵庫県内における鉄道を跨ぐ全ての道路橋（以下、「施設」という。）の適切な定期点検（以下「点検」という。）、修繕工事（耐震補強工事を含む）を計画的かつ効率的に進められるよう各道路管理者と鉄道事業者の間で、情報共有の体制を構築するとともに、その対策等について必要な事項の協議調整を図ることを目的とし、「兵庫県道路メンテナンス会議」の下部組織として設置する。

（事 業）

第3条 会議は第2条の目的を推進するため、次の事業を実施する。

- （1）施設の維持管理に係る意見調整（点検及び修繕等に取り組むべき跨線橋に関すること、対外協議に関すること等）・情報共有（損傷事例や対応事例、点検及び修繕の措置状況等）に関すること。
- （2）施設の点検、修繕計画等の調整に関すること。
- （3）国民・道路利用者等を対象とした広報（点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、メンテナンスに対する関心と理解の醸成等）に関すること。
- （4）その他、会議の目的を達成するために必要な事項。

（構 成）

第4条 会議には、会長及び副会長を5名置くものとし、構成は「別表－1」のとおりとする。

- 2 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 3 必要に応じて会長が会員以外の者でメンテナンスに関わりが深い者をオブザーバーとして出席を求めることができる。

（書面決議）

第5条 会議において決議が必要な場合、会長の判断により、会議を開催せずに書面評決により議決することができ、多数決をもって成立とする。

（開催頻度）

第6条 会議の開催は、年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

（事務局）

第7条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

- 2 事務局は、主担当及び副担当を置くものとし、構成は「別表－1」のとおりとする。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成29年1月 日から施行する。

別表－1

## 兵庫県道路鉄道連絡会議 構成員

## 会員

	所 属	役職	備考	
国	国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所	事務所長	会 長	
	〃 〃 姫路河川国道事務所	事務所長	副会長	
	〃 〃 豊岡河川国道事務所	事務所長	副会長	
	〃 近畿運輸局 鉄道部 技術課	課長	副会長	
県	兵庫県 県土整備部 県土企画局 技術企画課	課長		
	〃 〃 土木局 道路企画課 高速道路室	室長		
	〃 〃 〃 道路街路課	課長		
	〃 〃 〃 道路街路課	街路担当参事		
	〃 〃 〃 道路保全課	課長	副会長	
市町	神戸市 建設局 道路部 工務課	課長		
	姫路市 建設局 道路部 道路整備改善課	課長		
	尼崎市 都市整備局 土木部 道路維持担当課	課長		
	明石市 土木交通部 道路管理課	修繕担当課長		
	西宮市 土木局 道路公園部 道路補修課	課長		
	芦屋市 都市建設部 道路課	課長		
	伊丹市 都市交通部 道路室 道路保全課	課長		
	相生市 建設農林部 都市整備課	課長		
	豊岡市 都市整備部 建設課	課長		
	加古川市 建設部 道路保全課	課長		
	赤穂市 建設経済部 建設課	課長		
	宝塚市 都市安全部建設室 道路管理課	課長		
	高砂市 まちづくり部 土木管理室 建設課	課長		
	川西市 みどり土木部 道路公園室 道路管理課	課長		
	小野市 地域振興部 道路河川課	課長		
	三田市 地域振興部 地域整備室 道路河川課	課長		
	篠山市 まちづくり部 地域整備課	課長		
	養父市 まち整備部 建設課	課長		
	丹波市 建設部 道路整備課	課長		
	朝来市 都市環境部 建設課	課長		
	加東市 まち・農整備部 土木課	課長		
	播磨町 土木グループ	統括		
	福崎町 まちづくり課	課長		
	神河町 建設課	課長		
	太子町 経済建設部 まちづくり課	課長		
	香美町 建設課	課長		
	公社	兵庫県道路公社 技術部 保全課	課長	
		神戸市道路公社 道路管理部 管理課	課長	
高速道路会社	西日本高速道路株式会社 関西支社 大阪高速道路事務所	副所長		
	〃 〃 姫路高速道路事務所	副所長		
	〃 〃 第二神明道路事務所	副所長		
	〃 中国支所 津山高速道路事務所	副所長		
	阪神高速株式会社 神戸管理部 保全管理課	課長		
	〃 大阪管理部 保全管理課	課長		
本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター	所長			
鉄道	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部			
	〃 福知山支社			
	日本貨物鉄道株式会社 関西支社 関西保全技術センター			
	阪神電気鉄道株式会社 都市交通事業本部 工務部			
	阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部 技術部			
山陽電気鉄道株式会社 鉄道事業本部 技術部				

	神戸電鉄株式会社 鉄道事業本部 技術部		
	神戸新交通株式会社 運輸技術部		
	神戸市 交通局 高速鉄道部 施設管理課		
	智頭急行株式会社 運輸部		
	能勢電鉄株式会社		

オブザーバー

所 属		役職	備考
国	国土交通省 近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官	
	〃 〃 〃	道路構造保全官	
県	兵庫県 県土整備部 土木局 道路企画課 高速道路室	高速道路班長	
鉄道	WILLER TRAINS株式会社 (旧北近畿タンゴ鉄道株式会社)		

事務局

所 属		担当
事務局	国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 管理第二課	主担当
	〃 〃 姫路河川国道事務所 道路管理第二課	
	〃 近畿運輸局 鉄道部 技術課	副担当(連絡調整)
	兵庫県 県土整備部 土木局 道路街路課 街路班(市町道担当)	副担当
	〃 〃 〃 道路街路課 国道・橋梁班	
	〃 〃 〃 道路保全課 保全班	
	神戸市 建設局 道路部 工務課	
	西日本高速道路株式会社 関西支社 保全サービス統括課	
	阪神高速道路株式会社 神戸管理部 保全管理課	
	本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター 計画課	